

★個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し★

年金支払金額や所得控除の適用状況の変化に伴い、年税額が前年度の額よりも大きく変動した場合には、本徴収税額(10月・12月・翌年2月)と仮徴収税額(4月・6月・8月)に差が生じることとなります。この差を改善するために、仮徴収税額の算定方法の見直し(仮徴収税額の平準化)が行われました。

Ⅰ 仮徴収税額の算定方法の見直し(仮特別徴収制度の平準化)

■ 仮徴収税額の算定方法を「(前年度分の年税額×1/2)÷3」に変更

適用時期 平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用

※ 本改正は、仮特別徴収税額(仮徴収額)の算定方法の見直しであって、年税額の増減を生じさせるものではありません。

現行(例)

○ 現行の計算方法

仮徴収税額 (4・6・8月)	=	前年度分の本徴収税額	÷	3	(前年2月と同じ税額)
本徴収税額 (10・12・翌年2月)	=	(年税額－仮徴収税額)	÷	3	

年度	年税額	仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・翌年2月)
27	60,000	10,000	10,000
28	36000 (医療費控除等の増)	10,000	2,000
29	60,000	2,000	18,000
30	60,000	18,000	2,000

※ 上記の表は、例です。

改正後(例)

○ 改正後の計算方法

仮徴収税額 (4・6・8月)	=	(前年度分の年税額×1/2)	÷	3
本徴収税額 (10・12・翌年2月)	=	(年税額－仮徴収税額)	÷	3

年度	年税額	仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・翌年2月)
27	60,000	10,000	10,000
28	36,000 (医療費控除等の増)	10,000	2,000
29	60,000	6,000 [(36,000 × 1/2) ÷ 3]	14,000 [(60,000 - 18,000) ÷ 3]
30	60,000	10,000 [(60,000 × 1/2) ÷ 3]	10,000 [(60,000 - 30,000) ÷ 3]

※ 上記の表は、例です。

現行制度では、前年度2月と同じ額になるため、一度生じた不均衡が平準化しない。  
改正後では、年税額が2年連続で同額の場合は、平準化となる。

#### Ⅰ 転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し

- 平成28年10月1日より前に実施する公的年金からの特別徴収では、賦課期日(1月1日)後に転出した場合や、特別徴収する税額が変更された場合、公的年金からの特別徴収は停止され、普通徴収(納付書や口座振替での納付方法)に切り替わることとされています。

この度の見直しで、年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、「転出や税額変更があった場合においても一定の要件の下、特別徴収を継続する」こととされました。

適用時期 平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用